省令

○外務省令第二十一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項並びに旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

外務大臣　岡田　克也

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一中

ブルキナファソ	ボツワナ
CFAフラン	プラ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
26,000	405
13,500	215
27,500	430
3,000	50
13,500	215
11,500	180
20,000	315
5,500	85
5,500	85
9,000	145
20,000	315
20,500	320
7,500	120
11,500	180
20,000	315
17,500	270
4,000	65
6,000	95
9,500	150

を

ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ
CFAフラン	CFAフラン	プラ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
26,000	26,000	405
13,500	14,000	215
27,500	27,500	430
3,000	3,000	50
13,500	14,000	215
11,500	11,500	180
20,000	20,000	315
5,500	5,500	85
5,500	5,500	85
9,000	9,000	145
20,000	20,000	315
20,500	20,500	320
7,500	8,000	120
11,500	11,500	180
20,000	20,000	315
17,500	17,500	270
4,000	4,000	65
6,000	6,000	95
9,500	9,500	150

に、

リビア	ルワンダ
ディナール	ルワンダ・フラン
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
69.50	34,500
36.50	18,200
73.00	36,400
8.50	4,200
36.50	18,200
30.50	15,200
53.50	26,700
14.50	7,300
14.50	7,300
24.50	12,100
53.50	26,700
55.00	27,300
20.50	10,300
30.50	15,200
53.50	26,700
46.50	23,000
11.00	5,500
16.00	7,900
25.50	12,700

に改める。

別表第二中

ブルキナファソ	ボツワナ
CFAフラン	プラ
4,000	60
4,000	60
500	5

を

ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ
CFAフラン	CFAフラン	プラ
4,000	4,000	60
4,000	4,000	60
500	500	5

に、

リビア
ディナール
10.00
10.00
1.00

を

リビア	ルワンダ
ディナール	ルワンダ・フラン
10.00	5,000
10.00	5,000
1.00	500

に

改める。

別表第三中

ブルキナファソ	ボツワナ
CFAフラン	プラ
5,000	80
5,000	80
500	10

を

ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ
CFAフラン	CFAフラン	プラ
5,000	5,000	80
5,000	5,000	80
500	500	10

に、

リビア
ディナール
14.00
14.00
1.50

を

リビア	ルワンダ
ディナール	ルワンダ・フラン
14.00	6,900
14.00	6,900
1.50	800

に